

第8回自治体向け説明会 <<抜粋>>

「追加接種に係る事務運用の全体像」

追加接種に係る事務運用の全体像

① 対象者の抽出・接種券の発行

■ VRSや予防接種台帳の記録から、**2回目接種終了から一定期間*が経過した者を抽出。**

■ **新たな様式（接種券と予診票の一体型）**を用いて、接種券を発行。

*接種券の印刷・発行に一定期間必要であることを踏まえ抽出すること。

例えば、接種券の印刷・発行等に1か月必要な場合、2回目接種終了から8～1か月目の人を抽出する必要がある。

② ワクチン接種

③ 接種済証の交付

■ **新たな様式**を用いて、接種済証を交付。

■ 会場への持参忘れ・紛失した者に対しては、**接種記録書**を交付。

④ VRSへの接種記録読取・登録

■ 従来と同様、タブレットによる接種券読み取り。※QRコードを活用

■ 「**予診のみ**」となった接種券を読み取らないように注意。

⑤ 費用の請求・支払い

■ 従来と同様の運用を継続。

9

① 対象者の抽出・接種券の発行 ～予診票の見直し～

現行様式

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票(アステラセカ用)

接種順位を区別する必要がないため削除

追加接種用の予診票案

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票(追加接種用)

被接種者個別情報の印刷(必須)

被接種者個別情報の印刷(原則)

接種券の券面情報は、予診票に直接印刷する

① 3回目になるため文言の時点修正

② 1、2回目を使用したワクチン記載欄を追加

時間外加算等を一体的に費用請求できるように、チェック項目を追加

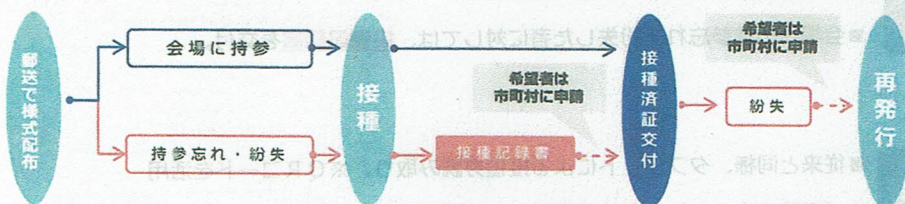
(注) 現時点の様式案であり、確定したものは追ってお示する。

11

③ 接種済証の交付 ～概要～

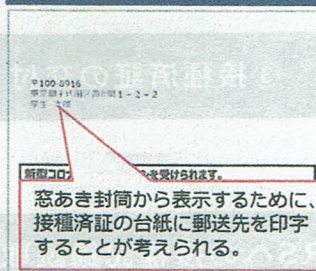
- 接種券の新様式には接種済証部分がないことから、**接種済証を別に印刷することが必要**。
 - 接種券と接種済証が一体でなくなることから、**接種済証のみ接種会場に持参し忘れたり、紛失したりする場合がある**。
- 追加接種時対応
- **接種券とは別に新たな様式による接種済証を印刷**し、接種券一体型予診票と接種済証を同封して**住民に郵送配布**する。
 - 接種済証を、接種会場に持参し忘れたり、紛失したりした者に対しては、**接種当日に接種記録書を交付**する。
→ 接種済証の交付を希望する者は、後日、市町村に交付申請を行う。
 - 従来と同様、接種済証を紛失した者等から申請があった場合には、**接種済証の再発行（統一様式はなし）を可能とする**。

運用フロー



※複写用紙を用いて接種券の発行を行う自治体においては、**予診票の本人控え分に接種済証欄を設けて被接種者に交付**することで、接種済証の交付とすることも可能とする。（参考様式は別途提示）

接種済証の新様式案



新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19

氏名	氏名	性別
生年月日	生 活	接種済回数
住所	接種済日	接種済場所

接種済証、接種記録書、接種証明書について

	予防接種済証	接種記録書	予防接種証明書
制度的位置づけ	予防接種法施行規則第4条及び附則第18条	局長通知（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き） ※地方自治法第245条の9に基づく処理基準	予防接種法施行規則附則第18条の2
目的	自治体による接種記録の証明	接種会場（医療機関）による接種記録の証明 （接種券付予診票を利用した医療従事者等への接種や職域接種において、接種済証の代替として活用）	海外渡航その他の事情により、本人の求めに応じ交付
内容	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種実施自治体名 接種実施首長名	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種会場（回数別）	氏名 生年月日 国籍、旅券番号 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット/製品名（回数別） 接種国（回数別） 証明書発行者（例 ○県●市長） 日本国厚生労働大臣 証明書ID 証明書発行年月日

(参考) 接種記録書の様式

現行様式 (職域接種用)

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

1回目 接種年月日 2021年 月 日 接種会場	2回目 接種年月日 2021年 月 日 接種会場
--------------------------------------	--------------------------------------

氏名 : _____
住所 : _____
生年月日 : 年 月 日

新型コロナウイルスの接種を受けた方へ


後日、市町村から届いた接種券を必ず持参してください。

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 後日、市町村から届いた接種券は、接種会場又は接種会場を主催している企業等にお持ちください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナウイルスに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



接種記録書の新様式案

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19


3回目 接種年月日 年 月 日 接種会場	氏名 : _____ 住所 : _____ 生年月日 : 年 月 日 接種券番号 : _____
-------------------------------	---

○氏名、住所、生年月日、接種券番号は、本人が手書きで記載。
○接種記録書の偽造防止や、接種証明書発行の円滑化に資するよう、新たに接種券番号欄を設ける。
○さらなる偽造対策として、手書記載事項と接種券等の照合も実施。

新型コロナウイルスに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



16

④ VRSへの接種記録読取・登録 ～概要～

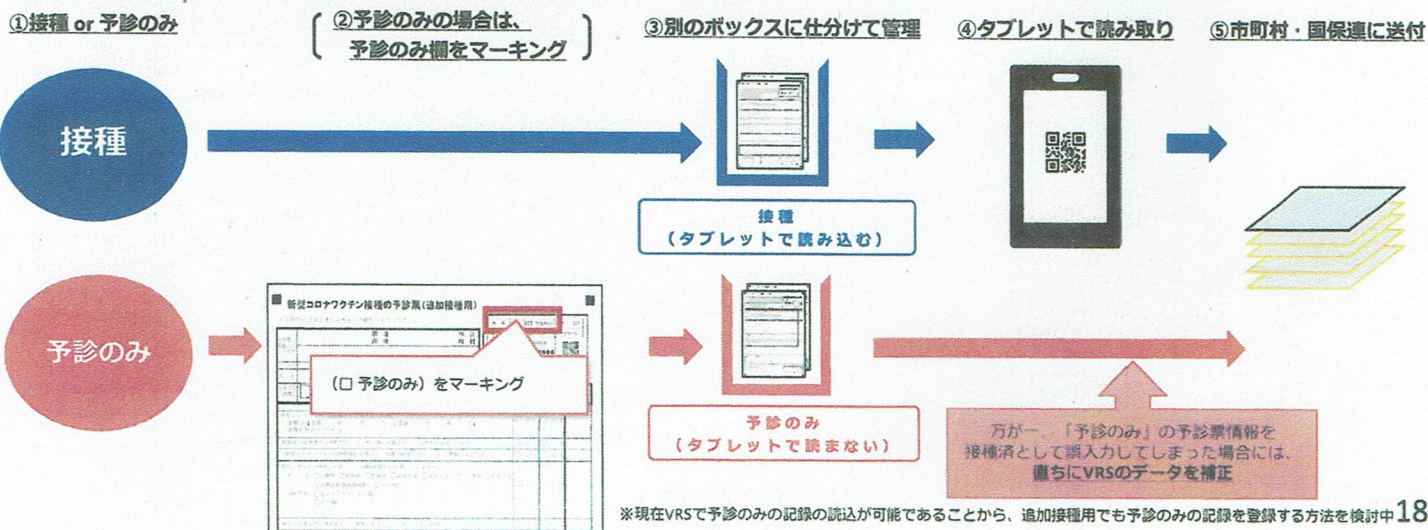
実施に当たっての課題

- OCRライン(数字18桁)のタブレット読み取りを原則としたことで、読み取りの速度等に課題があった。
- 予診票上で、シールの貼り分けによる「予診のみ」or「接種」の区別ができなくなる。

追加接種時の対応

- 接種券へのQRコード印字を必須化することで、読み取りの速度等を向上。
- 予診のみとなった場合は、予診票の(□予診のみ)欄をマーキングする。
- 予診のみとなった場合の予診票情報を、VRSに誤って接種記録として入力しないよう、予診票の仕分け管理等を徹底。

予診のみの場合の予診票取扱いフロー(イメージ)

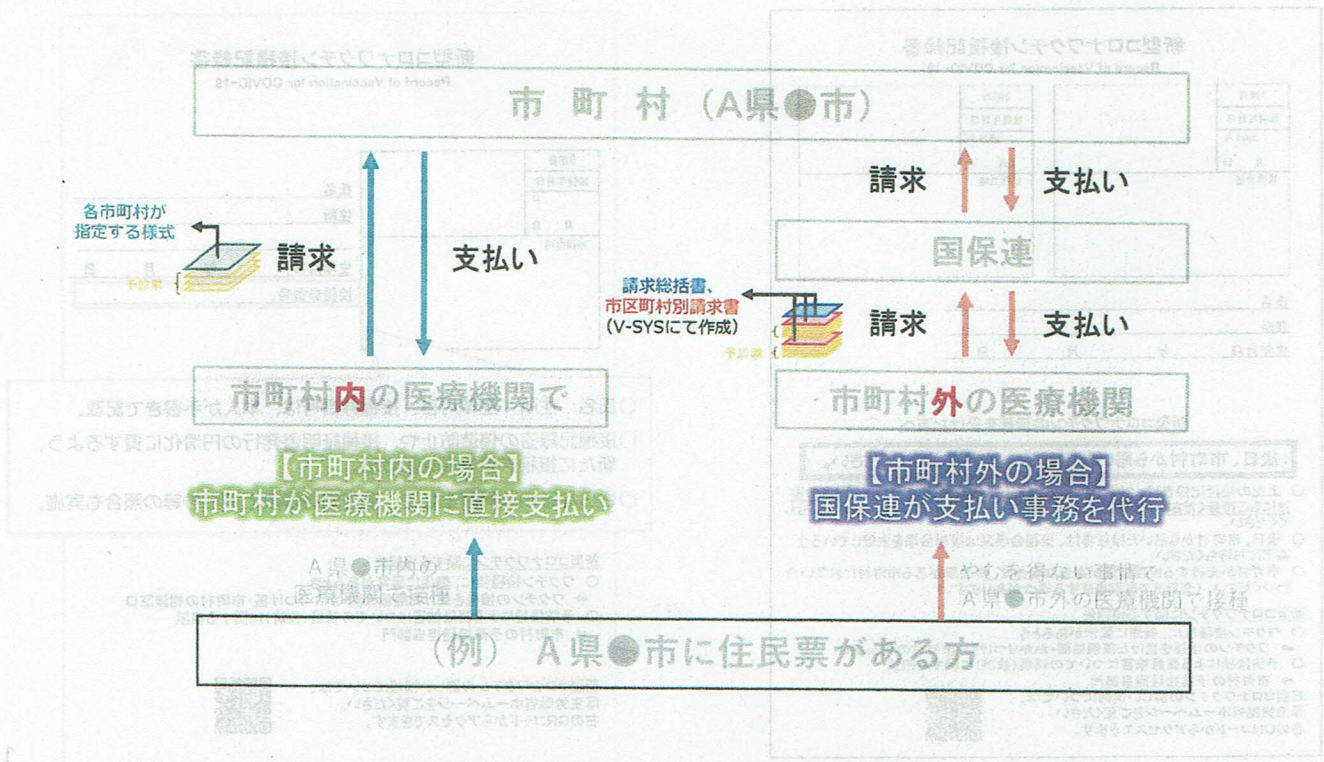


18

⑤ 費用の請求・支払い ～概要～

追加接種時の対応

- 従来と同様、予診票と請求書（V-SYSを用いて作成するもの等）を用いた運用を継続。



～要諦～ 届出・取扱いを県に委託するVRSへの対応

本県は、接種券の発行・配布の業務を、VRS（ワクチン接種支援システム）に委託している。VRSは、接種券の発行・配布の業務を、県民サービスセンター（VRSセンター）に委託している。VRSセンターは、接種券の発行・配布の業務を、接種券配布担当課（VRS担当課）に委託している。

接種券の発行・配布の業務を、VRSセンターに委託している。VRSセンターは、接種券の発行・配布の業務を、接種券配布担当課（VRS担当課）に委託している。

接種券の発行・配布の業務を、VRSセンターに委託している。VRSセンターは、接種券の発行・配布の業務を、接種券配布担当課（VRS担当課）に委託している。

